

平成 27 年 9 月 30 日

投資者の皆さまへ

岡三アセットマネジメント株式会社

「チャイナ・ロード（愛称 西遊記）」  
投資信託約款の変更決定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、「チャイナ・ロード（愛称 西遊記）」の投資信託約款の変更につきまして、平成 27 年 8 月 28 日現在（異議申立基準日）の受益者の皆さまを対象とし、平成 27 年 8 月 28 日から平成 27 年 9 月 29 日までの間、異議申立の受付を行いました。

その結果、異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が異議申立基準日の受益権総口数の 2 分の 1 を超えなかったため、当初の予定通り平成 27 年 10 月 23 日に投資信託約款の変更を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

敬具

記

＜投資信託約款の変更の内容＞

当ファンドにおいて、運用の基本方針における収益分配方針の変更を行います。

下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>運用の基本方針</p> <p>3. 収益分配方針</p> <p>毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>(略)</p> <p>② 分配対象収益についての分配方針</p> <p>基準価額が当初元本（当初 1 口 1 円）を超えている場合は、当初元本を超える額の全額を分配します。ただし、<u>分配金額の上限を 1,500 円（1 万口当たり、税引前）</u>とし、また、分配可能額が少額の場合は分配を行わないことがあります。基準価額が当初元本を下回っている場合は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ分配金額を決定します。</p> <p>(略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>3. 収益分配方針</p> <p>毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>(略)</p> <p>② 分配対象収益についての分配方針</p> <p>基準価額が当初元本（当初 1 口 1 円）を超えている場合は、当初元本を超える額の全額を分配します。ただし、分配可能額が少額の場合は分配を行わないことがあります。基準価額が当初元本を下回っている場合は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ分配金額を決定します。</p> <p>(略)</p>

以上